

京都市地域リハビリテーション推進センター，京都市こころの健康増進センター及び京都市児童福祉センター 一体化整備基本計画策定に係る当事者等関係団体への御意見等の聴取について

1 意見聴取の内容

「3施設一体化整備基本計画策定に係る第1回有識者ヒアリング」（平成29年9月28日実施）において公表する資料を基に，当事者等関係団体の皆様から，3施設の一体化整備に係る御意見，御要望等を聴取するもの

2 募集期間

平成29年9月29日（金）～同年10月20日（金）

3 募集結果の概要

- (1) 意見書提出15団体（61団体に照会）
- (2) 意見件数 56件

（意見書を提出された団体名（順不同））

番号	団体名
1	京都障害児者親の会協議会
2	公益社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会
3	京のかれん家族会
4	京都のリハビリを考える会
	京都府保険医協会
	京都市3施設の合築方針を考える実行委員会
5	公益社団法人 京都市身体障害児者父母の会連合会
6	京都市生活介護等事業（障害者デイサービス）連絡協議会
7	社会福祉法人 京都光彩の会
8	京都市朱雀工房利用者
9	京都市精神保健福祉施設協議会

10	京都ユーザーネットワーク
11	京都精神保健福祉士協会
12	こどもたちの保育・療育をよくする会
13	京都肢体障害者友愛会

※番号は意見書の受付順です。

(御意見の内容)

(分類1)

御意見の内容	件数
ア 施設全体に関する御意見	25
イ こころの健康増進センターに関する御意見	16
ウ 地域リハビリテーション推進センターに関する御意見	9
エ 児童福祉センターに関する御意見	8
合計	58

※重複する御意見3件といずれにも該当しない御意見1件あり

(分類2)

御意見の内容	件数
ア 施策に関する御意見	31
イ 施設構成に関する御意見	15
ウ 事業の進め方に関する御意見	5
エ 施設整備に関する御意見	3
オ 有識者ヒアリングに関する御意見	2
合計	56

4 当事者等関係団体の皆様からの御意見の要旨と御意見に対する本市の考え方

別紙 のとおり

御意見一覧

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
1	ア	ア	3施設の一体化の背景には国が進める「地方再生」が関係しているのではないかと考えている。公有地売却による財源確保と、売却した土地を観光資源として活かすといったサイクルの中で3施設一体化が進んで行っているのではないかと考えている。地方自治体の第一の責務は住民の生命を守り、福祉を増進することであるので、国の経済政策に左右されない保健・医療・福祉政策を進めていただきたい。	3施設では、医師、専門職等による高度な専門的支援を行う機関として業務を行っておりますが、障害の種別を超えた多様なニーズや複合的な課題、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援が求められていること、児童虐待や発達障害等に係る相談の増加など、求められる役割が一層大きくなっていることに加え、いずれも老朽化が進み、耐震性能が不足しているなどの課題を抱えています。 そのため、各施設の一層の機能充実、各施設の連携強化による相乗効果の発揮、専門的中核機関として全市的な相談支援体制を充実させること、効率的な整備の実施などを目的として、京都市として3施設一体化整備を行うものです。 なお、跡地活用については、現時点では未定であり、「京都市資産有効活用基本方針」に基づき、最も効果的な活用方法を全市的に検討してまいります。
2	ア	ア	一体化施設へ相談にくる市民とはどのような人なのか 相談に訪れるのはどのような方が想定されているのか。障害の「重複」や「はざま」への適切な支援は必要だが、それは地域の保健福祉センターの専門性を高める方向で検討すべきではないか。	新施設におきましては、医師、専門職等による高度な専門的支援を行う機関として障害程度の認定や診査、判定、被虐待児の保護などの業務を引き続き実施するとともに、各専門職員が1箇所に集結する専門的中核機関として、市民に身近な窓口である区役所・支所の保健福祉センターへのバックアップや地域の事業所等へのサポート、関係機関との連携の仕組みの検討を行い、全市的な相談支援体制の充実を図り、地域の支援力向上を図ってまいります。
3	ア	ア	「切れ目のない支援」が一体化施設をつくることで実現するとは考えられない 障害「児」施策から障害「者」施策への円滑な移行など、切れ目のない支援に取り組むことも強調されている。しかし例えば、18歳以下の方の通所支援の窓口は児童福祉センターが担い、18歳以上の方の窓口は行政区の保健福祉センターである。なのになぜ、3施設の一体化によって「切れ目」がなくなるのか。	生涯を通してのライフステージの変化に応じた切れ目のない支援を行うために、各施設に従事する職員が情報の共有を行いやすい施設整備と連携体制の構築を図ってまいります。 また、関係機関との密接な連携のため、新施設に新たに設置する地域連携推進室（仮称）において、関係機関をつなぐ有効な支援ツールの活用等、連携のための具体的な手法を検討し、導入につなげてまいります。
4	ア	ア	重複障害のある人たちの利便性が向上するとは考えられない 構想は専門相談のワンストップ化として、身体障害・知的障害・精神障害の方のうち障害が重複されている方の「相談窓口の利便性」が向上すると説明している。しかし現状、身体・精神の相談窓口は基本	複数の障害を併せもつ方が約25%と推計される中、障害の種別を超えた切れ目のない支援を行うために、各施設に従事する職員が情報の共有を行いやすい施設整備と連携体制の構築を図ってまいります。 また、関係機関との密接な連携のため、新施設に新たに設置する地域

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
			的に地域の保健福祉センターであり、市リハセンや「こころ」ではない。一体化がなぜ利便性向上につながるのか。また、重複障害の方々に対するニーズ調査は実施したのか。	連携推進室（仮称）において、関係機関をつなぐ有効な支援ツールの活用等、連携のための具体的な手法を検討し、導入につなげてまいります。
5	ア	ア	統合される施設は、どんな障害のある人でも利用しやすい、よりオープンなものであること これまでの施設は、中途障害者のためのリハビリを主にした施設であると理解しており、またそのような印象を与えてきたため、重度重複障害の人は、常に排除されてきた。新しい施設は、必要としているすべての障害のある人のための施設であるべきである。	一体化後、新施設は専門的中核機関として、市民に身近な相談機関である区役所等への専門的観点からのバックアップ、地域の障害福祉サービス事業所等の支援力向上のサポートを行うとともに、障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことにより、全市的な相談支援体制の充実を図ってまいります。こうした仕組みの構築を通じて、様々な障害のある方の福祉の向上に向け取り組んでまいります。 また、施設整備に当たっては、ユニバーサルデザイン・ぬくもりや心の安らぎを感じる施設として、個人の特性に合わせた選択制のある施設づくりを行い、施設に来られる誰もが利用しやすい施設としてまいります。
6	ア	ア	統合される施設はより市民に開かれたもの、利用しやすいものということについて是非推進して頂きたい。京都市の障害のある方の福祉の向上のために連携・協力できるよう当会としても努力していきたい。	新施設において実施する施策の周知をはじめ、新施設に来られた方が戸惑われることなく、必要な相談窓口につなげることや、気軽に相談できる開かれた施設としてまいります。また、行政だけでなく、障害や児童の問題に関わる事業者や団体等の取組についても、市民が広く知ることができる仕組みを構築してまいります。 今後とも、御協力の方よろしく申し上げます。
7	ア	ア	医療的ケアについて、生活介護事業所の中でも取り組んでいる事業所が一定数存在する。「3障害」の相談窓口、「切れ目のない相談や支援」の中にきちんと位置づけていただきたい。	関係機関と連携し、総合的なネットワークを構築するため、既存の連携の仕組みを強化するとともに、新たな仕組みについても検討してまいります。 今後とも、御協力の方よろしく申し上げます。
8	ア	ア	近年積極的に研修等を企画して頂いており、より充実・発展することを願っている。 また、京都市のルールと存じますが、広く市民に周知すべき案内にまで、メールの添付にパスワードをつける必要はあるのでしょうか。本件と直接関係ない件と思われませんが申し添えます。	新施設においては、障害福祉サービス事業所等、地域の福祉系施設における専門性や支援のノウハウを蓄積する能力の高い人材育成をはじめ、「精神障害」「高次脳機能障害」等、外見ではわかりにくい障害の理解を深める研修等に取り組むため、研修ゾーンを配置してまいります。また、新施設において情報の発信拠点、情報の受信拠点として蓄積した情報を積極的に活用してまいります。
9	ア	ア	大規模災害時のリスクマネジメント対策を望む	地震等の災害時にも建物の機能を維持し、運営ができる施設とする

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
			近年、日本各地で大規模な災害にみまわれている。行政の相談支援を統合したセンター機能はどのように担保されるのか。3施設の利用者は、災害弱者となる可能性も高く、加えて災害時に地域から排除されやすいという生活環境上の困難を抱える可能性がある。災害時のリスクマネジメントを考えるならば、分散している方が利点があると考えるが、一体化した場合の大規模災害に対するセンター機能の維持方法は十分に検討をお願いする。	ため、多数の方が利用する施設としての耐震の安全性を確保する構造躯体に設定し、地震の揺れによす建物の損壊を最小に抑えるなど、安心・安全に利用できる施設とします。 新施設が災害時に果たすべき災害拠点としての役割については、本市全体における災害拠点のあり方、考え方の中で検討してまいります。 なお、本市では、関係団体や社会福祉施設の御協力の下、地域バランスを考慮しながら市内約280箇所の福祉避難所の事前指定をはじめ、物資（福祉用具等）の提供や福祉避難所への介護員の派遣に関する協定を締結するなど、災害時における要配慮者の避難支援体制の整備を進めています。
10	ア	ア	障害者総合支援法や児童福祉法の一部改正法の施行（平成30年4月）を見据えた施策を展開していただきたい。	新施設においては、社会ニーズや、行政の制度・施策、民間の取組状況を踏まえ、専門、中核的機能を果たしていくこととしております。
11	ア	ア	障害者福祉の切れ目のない「保健福祉局」と「子ども若者はぐくみ局」の連携した施策を展開していただきたい。	一体化整備の基本理念、整備の目的など新施設設置の趣旨を踏まえ、保健福祉局と子ども若者はぐくみ局の連携した取組を進めてまいります。
12	ア	ア	当協議会ではかねてから、移動に困難を伴う障害児者が身近なところで継続してリハビリを受けられる体制の整備を要望してきたところであり、その願いが叶う施策を展開していただきたい。	御要望については、今後の施策展開の御参考とさせていただきます。
13	ア	イ	3つの施設はそれぞれに重要な役割を果たしており、一体的な施設にするのではなく、それぞれが充実を図るべきと考える。	3施設の一体化整備の目的は、各施設の一層の機能充実を図ることに加え、3施設の連携強化による相乗効果の発揮、あるいは、全市的な相談支援体制の充実、効率的な整備の実施等にあります。 京都市社会福祉審議会での答申やパブリックコメントを受けて平成25年10月に「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」を策定し、平成26年2月に「障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた取組方向」として取りまとめ、高次脳機能障害者支援センターの新設（地域リハ）や、うつ病の方のためのデイ・ケア事業の充実（こころ）、増加傾向にある児童虐待や障害に係る相談対応力の強化（児福センター）などに取り組んでおりますが、これに加え、3施設を一体化し、各施設の職員がより密接に連携できる環境を、ハード・ソフトの両面から整備することで、重複障害、精神的課題を抱えた保護者、あるいは発達障害等、複合的な課題を抱える方や家族に対し、より一層的確に対応してまいります。

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
14	ア	イ	<p>一体化をせねばならない理由がどこにも書かれていない そもそも、3施設を一体化する理由は何か。構想や意見聴取シートにはそれが書かれていないのではないか。有識者ヒアリングは一体化方針を既定のものとして扱っているが、一体化の是非から議論すべきではないか。</p>	<p>社会福祉審議会での答申やパブリックコメントを受けて平成25年10月に「京都市おけるリハビリテーション行政の基本方針」を策定しており、その方針については、平成26年2月に取りまとめた「障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた取組方向」として、教育福祉委員会に市会報告しているものです。</p> <p>3施設一体化は、このような取組を踏まえた本市の方針であり、各施設の一層の機能充実、各施設の連携強化による相乗効果の発揮、専門的中核機関として全市的な相談支援体制を充実させること、効率的な整備の実施などを目的として整備してまいります。</p>
15	ア	ウ	<p>3施設一体構想に関して、利用者・支援関係者及び現在センターに関わる職員への説明及び意見交換の機会を設け、その結果を計画に反映して欲しい 利用者や支援者等のニーズ及び行政としての課題を、どのように調査しこの計画が立てられたのかよく見えない。子どもを中心に置きそこに関連する問題も含め総合的に関わるという方針を主としてこの計画が進められるのであれば、子どものいない方・単身者等が抱える課題は置き去りになるのではないかと不安を抱いている。</p> <p>今回の3施設一体化に関して計画策定の経緯を含め、トップダウン的な方法ではなく、実務を担う職員や利用する市民・支援者へ京都市から直接説明及び意見交換する機会を設けていただき、そこでの意見を計画に反映して欲しい。</p> <p>一旦動き始めたら計画が止まらずその結果、計画していた効果が得られないことが見られる。巨額な費用がかかる計画であるため、一旦立ち止まって考えることも必要ではないか。</p>	<p>社会福祉審議会での答申やパブリックコメントを受けて平成25年10月に「京都市おけるリハビリテーション行政の基本方針」を策定しており、その方針については、平成26年2月に取りまとめた「障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた取組方向」として、教育福祉委員会に市会報告しているものです。</p> <p>3施設一体化は、このような取組を踏まえた本市の方針であり、各施設の一層の機能充実、各施設の連携強化による相乗効果の発揮、専門的中核機関として全市的な相談支援体制を充実させること、効率的な整備の実施などを目的として整備してまいります。</p> <p>平成29年度は、平成29年3月策定の「基本構想」を基に、9月から12月にかけて3回の有識者ヒアリングを公開で開催するとともに、当事者団体等への意見聴取を経まして、基本計画案を作成し、基本計画案に対する御意見をパブリックコメントとして募集し、このたび基本計画を策定します。</p>
16	ア	ウ	<p>3施設一体化による、相談支援機能の充実を望む 施設が一体化することで、効率化という名の下に人員削減等が行われ、相談支援機能が低下する事例がある。今回の統合で現在の各センター機能が低下でなく充実するよう、各当事者団体等の意見も踏まえて計画・設計をお願いする。</p>	<p>3施設一体化は、各施設の機能充実はもとより、障害特性や児童福祉を熟知したそれぞれの専門職員が1箇所に集中する専門的中核機関としてのメリットを最大限に活かすものであり、機能の縮小や人員削減を前提とするものではありません。</p> <p>一方、管理部門の統合等スケールメリットが活用できる部門もあり、3施設で重複する機能等については、具体的な施策や方法、職員の連携体制を整えるため、今後も十分に検討、協議してまいります。</p> <p>3施設一体化により、各施設の一層の機能充実、各施設の連携強化による相乗効果の発揮、専門的中核機関として全市的な相談支援体制が充実するよう、各当事者団体等の御意見も踏まえ、取組を進めてまいり</p>

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
				ます。
17	ア	ウ	<p>各圏域の自立支援協議会で話し合い、計画に反映させて欲しい</p> <p>自立支援協議会で、3施設一体化整備基本計画についての話し合いが行われていない。自立支援協議会は、支援の中で見えてくる生活の課題や、地域の課題を協議し、ボトムアップさせていく役割を担うために設置されてる。「3障害一体となった相談機能」「3障害の相談窓口併設によるワンストップ化」「3障害の「重複」や「はざま」への適切な支援」「障害「児」施策から障害「者」施策への円滑な移行」を述べながら、自立支援協議会の意見を聞かずに計画をすすめていることは、自立支援協議会の役割を軽視していると思えない。今から、早急に自立支援協議会で話し合う機会を作り、そこで話し合われた内容を計画に反映させていただきたい。</p>	<p>3施設一体化事業に関しましては、平成29年3月に基本構想を策定し、自立支援協議会に対して、基本構想策定の御報告をするとともに、今年度「基本計画」を策定していく旨を御説明させていただいたところです。「基本計画」策定に当たりまして、有識者の専門的観点からの意見を聴取し、また、当事者等関係団体からも3施設の一体化整備に係る御意見、御要望等をいただいているところです。これに限らず御意見は随時お受けしますので、本件に関する御意見がございましたら、障害保健福祉推進室までお寄せください。</p>
18	ア	ウ	<p>利用している保護者の意見もきいて検討して欲しい</p> <p>保護者の方に意見を求めたところ、「今の児童福祉センターは子どものための施設だから行きやすい」「共用スペースがあることが逆に不安」「大人の障害者の方と出会うことに今は抵抗がある」などの意見が出された。保護者など利用者の生の声を聞く機会を作っていただきたい。</p>	<p>一体化整備に際して、児童福祉センターについては、別エントランスの設置を検討することとしており、また、児童相談所一時保護所や面接室など、必要な場合に、他の区域と区別された環境で児童処遇を行える専用区域を設けることとしてまいります。</p> <p>本年1月31日から3月2日まで基本計画案に対する市民意見募集を行い、このたび基本計画を策定いたしました。入口や窓口だけでなく、利用する方が不安感を抱かないよう個別サービス提供場所のゾーニング配置などプライバシーに配慮しつつ、開かれた施設づくりの工夫を行い、施設を利用する方の誰もが気軽に訪れることができる施設を目指してまいります。</p>

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
19	ア	ウ	<p>3施設一体化計画に至る経過の問題点</p> <p>京都市は、京都市身体障害者リハビリテーションセンター附属病院を関係する当事者・団体の強い反対にもかかわらず廃止した。理由はリハビリテーションを実施する病院が増えたからというものであるが、増えたのは主に高齢者を対象としたリハビリを行う病院で、採算が合わなければ本人が希望してもリハビリは打ち切られてしまう。こうした実態を無視してリハビリテーションセンター附属病院を廃止したことに大きな憤りを持っており、今でも復活すべきと考えている。</p> <p>2016年8月実施された京都市と京都市3施設合築方針を考える実行委員会（以下3施設合築考える実行委員会と略す）との懇談会で3施設合築の内容についての質問に対し京都市側は具体的内容の説明ができなかった。つまり当時の京都市の考えは内容ではなく、とにかく3施設合築ありきだったのである。ここには、各施設の耐震改修などの費用をいかに安く行うかということしかなかったのではないかと思われる。更に、京都市の小学校統廃合などの流れからすれば、地価の高い身体障害者リハビリテーションセンターと児童福祉センターの跡地活用が背景にあるのではないかと考えてしまう。</p>	<p>旧附属病院については、旧身体障害者リハビリテーション設置（昭和53年6月）から30数年が経過する中、民間のリハビリ医療がめざましく充実しており、公民の役割分担の考えから、民間においても十分対応可能となってきたリハビリ医療については民間に委ねることとし、これを「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針（平成25年10月策定）」に定めよう。また、議会の議決を経て、平成27年3月に廃止したものです。</p> <p>また、3施設一体化の方針については、この「基本方針」に基づき、平成26年2月に取りまとめた「障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた取組方向」として、教育福祉委員会に市会報告しているものです。</p> <p>3施設一体化は、このような取組を踏まえた本市の方針であり、各施設の一層の機能充実、各施設の連携強化による相乗効果の発揮、専門的中核機関として全市的な相談支援体制を充実させること、効率的な整備の実施などを目的として整備してまいります。</p> <p>なお、跡地活用については、現時点では未定であり、「京都市資産有効活用基本方針」に基づき、最も効果的な活用方法を全市的に検討してまいります。</p>
20	ア	エ	<p>延床面積の減少で現行の各施設の機能が存続できるのか</p> <p>「資料5」では、約3,100㎡を現時点で削減が見込めるとしている。延床面積の縮小は、各施設の機能縮小につながるのか。例えば、児童福祉センターにおける子どもたちの一時保護所、運動場、こぐま園、うさぎ園はどうなるのか。地域リハビリテーション推進センターの入所施設や体育館はどうなるのか。こころの健康増進センターのデイケア事業はどうなるのか。</p>	<p>新施設の想定面積においては、現在の地域リハビリテーション推進センターの建物に入っている「旧四条消防出張所（平成28年10月に京都市立病院消防出張所として移転済）」「御前児童館（現在地付近での機能確保を図るもの）」と附属廊下等が不要となること、古い中央方式空調に必要な熱源機械室が不要（機器の屋上設置化）となること、廊下、機械室、トイレ、設備室等、3施設に共通するスペースが共用化により効率化が可能であることから、一定の面積削減（約3,100㎡）が可能であると見込んでいるところです。</p> <p>3施設を構成する施設について、現時点ではそれぞれに一定の入居の必要性が認められること、また、将来の行政需要も見据え柔軟に対応ができる施設とする必要があることなどを踏まえ、建築面積の効率化のための工夫を行いつつ、建築可能面積である約11,940㎡を目安に施設整備を行ってまいります。</p>
21	ア	エ	<p>相談者のプライバシーの確保等について十分な配慮を望む</p> <p>ワンストップで様々な問題について相談を受ける機関として、様々な配慮が必要と考える。十分な個室の確保や、児童虐待の事例で親が</p>	<p>プライバシーに配慮する工夫については、入口や窓口だけでなく、個別サービス提供場所のゾーニング配置にも配慮を行うこととしております。具体的には、利用者及び諸室の特性に合わせ、交流・共用スパー</p>

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
			精神疾患を抱えているなど、それぞれの問題から距離を置き、安全性が確保できる配慮をお願いします。	スから個別スペースへの段階的な流れを構築すること、職員や関係者、児童の一時保護所の入口については、周囲からの視線や担当部署直通のアクセスルートを確保すること、異なる目的の利用者が交錯しないよう、必要に応じた専用待合を配置や確実な施設区分を行うなどの工夫を行ってまいります。
22	ア	エ	床面積を少なくするための理由が述べられている、たとえばトイレなどは障害児者にとっては大変重要なもので、車いすや重度障害者が利用しやすいトイレを何種類も提供するべきで、数を減らすのではなく余裕を持ったスペースの障害者が利用しやすいトイレを従来より増やすべきである。会議室も安易に減らすべきではない。	すべての利用者に対応することが難しい設備等については、選択性のある施設づくりを行うこととしており、例えば、障害や年齢、性別により利用方法が異なるトイレは、様々なバリエーションを複数、まとめて配置し、個人の特性に合わせて選択できるようにしてまいります。面積効率化の工夫の一つとして、共用諸室の利用頻度を踏まえた共用化を検討しますが、共用諸室は適切な数としてまいります。
23	ア	オ	施設一体化整備基本計画の策定にかかる有識者ヒアリングについての問題 今回の有識者ヒアリングの委員に障害当事者が入っていないのは大きな問題である。これは参加した第1回有識者ヒアリングの委員からも指摘があった。関係団体の意見は聞くから問題ないというような市側の返答があったが、それで済むことではない。討議に参加することも必要である。 また、3施設の施設長が委員に入っているのもおかしな話である。3施設長は市の職員であり、こうした場で意見を言う立場ではない。質問に答える立場であるから出席するのは良いが、委員として参画するべきではない。 そして、教育関係の委員がいないのも問題である。障害児は年齢に達すれば学校に行くわけなので、途切れの無い対応を強調するのであれば、必ず通過する教育課程関係者あるいは研究者が委員に入っているべきである。 有識者ヒアリングという名称も気になる場所である。京都市が聞き置くという印象を受ける。委員の入れ替えも含め次回は、検討会あるいは検討委員会として開催すべきである。	有識者ヒアリングについては、各委員の専門の立場から御意見や御助言を聴取することを目的として開催しました。また、第1回有識者ヒアリング終了後、当事者団体等への意見聴取を実施し、第2回有識者ヒアリングにおいて御意見を御紹介させていただいたところです。それから御意見を踏まえ基本計画案を作成し、それに対する市民の皆様からのパブリックコメントを経て、このたび基本計画を策定します。 有識者ヒアリングにおいては、現場の施設長も委員として会議に加わりましたが、現場における諸課題についての意見交換、議論等が実施できたものと認識しております。 教育行政との関わりにつきましては、教育機関を含め一体的に関係機関と連携し、総合的なネットワークを構築するため、既存の連携の仕組みを強化するとともに、新たな仕組みについても検討してまいります。 今年度、有識者ヒアリング、関係団体、市民の皆様の御意見を踏まえた「基本計画」を策定し、今後、基本計画に基づいて、整備に向けた取組を進めてまいります。
24	ア、イ	イ	複数の当事者団体・福祉事業所等が利用できる場を設けていただきたい 当事者団体や任意の福祉団体など、財政基盤が不安定なために活動の拠点を設けることに苦労している事が多い。活動の性質上、法内事	新施設においては、行政だけでなく、障害や児童の問題に関わる事業者や団体等の取組についても市民が広く知ることができる仕組みを構築してまいります。 具体的には、「交流ゾーン」における「情報発信のスペース」は、障

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
			<p>業に当てはまらないものもあり支援の幅を広げるには、こうした団体との協力と安定的な活動へ支援が必要である。その拠点作りをしやすくするためにも、新たな建物の中にそうした場を設けていただきたい。</p> <p>なお、京都市こころの健康増進センターと同じ建物にて運営していた法人にはこれまでの京都市での精神保健福祉への貢献も十分に踏まえ、仮にこれまでと同様の対応が難しい場合は、移転等十分な配慮をお願いしたい。</p>	<p>害者や児童の問題に関わる民間事業者、団体、市民等の日ごろの活動についての出張ブースの出展や、情報の発信を行うとして、本市と事業者、団体、市民が共同して、幅広い情報を発信することで、「障害者、児童の発信拠点」としてまいります。また、発信された情報を蓄積し、3施設をはじめとする関係機関や、民間事業者、団体、市民に、「新施設からの便り（仮称）」や個別の周知などを通じてフィードバックすることにより、関係者が広く成長できるよう「障害者、児童の情報の受信拠点」としてまいります。</p>
25	ア、ウ	イ	<p>3施設一体化は一旦白紙に戻し、リハビリテーションセンター附属病院の復活が必要</p>	<p>旧附属病院については、旧身体障害者リハビリテーションセンター設置（昭和53年6月）から30数年が経過する中、民間のリハビリ医療がめざましく充実してきており、公民の役割分担の考えから、民間においても十分対応可能となってきたリハビリ医療については民間に委ねることとし、これを「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針（平成25年10月）」に定めたうえ、議会の議決を経て、平成27年3月に廃止したものであり、病院機能を復活させる考えはありません。</p>
26	イ	ア	<p>こころの健康増進センターの機能拡大を</p> <p>こころの健康増進センターの相談機能を一層拡充するとともに、デイケア事業等を通じ、就労や社会参加をサポートする施設としての発展を望む。</p> <p>また「身体障害を伴わない高次能機能障害」や、「成人の発達障害」など一般病院・診療所では診察が難しかったり、診療報酬と支援が見合わず、診察してもらいにくい、こころの問題の相談を積極的に受け入れていただきたいと思う。さらに、「うつ病回復期からの職場復帰支援」「発達障害に特化した就労支援」等、公的機関として、病院・福祉施設とは違う福祉サービスの実施機関としての充実も望む。</p>	<p>こころの健康増進センターでは、依存症等専門相談、統合失調症及びうつ病の方の就労のためのデイ・ケア事業のほか、様々な精神保健福祉センター事業を実施しています。</p> <p>一方、高次脳機能障害や発達障害は、地域リハビリテーション推進センターや発達障害支援センターが診察や就労支援を行っているなど、他機関が対応しているものもあります。</p> <p>今後も市民ニーズや国の動向等を踏まえ、法に定める精神保健福祉に関する技術的中核機関として、相談事業等施策の充実に努めてまいります。</p> <p>また、3施設一体化により、各施設連携の下、区役所や障害福祉サービス事業所等をサポートすることで、全市的な相談支援体制の充実を図ってまいります。</p>
27	イ	ア	<p>京都市こころの健康増進センターの機能の向上 ー 専門相談と技術指導、研修の充実</p> <p>精神障害のある人たちの福祉は3障害一体の福祉施策になったとはいえ、交通費や医療費の助成等追いついていないところがあり、疾患と障害との併存がある精神障害のある人たちの特性に配慮する必</p>	<p>こころの健康増進センターで実施しております自殺対策や技術援助、人材育成、普及啓発、専門相談、精神保健福祉手帳の判定、自立支援医療の認定等の精神保健福祉センター事業につきましては、市民ニーズや国の動向等を踏まえ、法に定める精神保健福祉に関する技術的中核機関として、引き続き施策の充実に努めてまいります。</p>

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
			<p>要がある。総合的相談をおしすすめるだけでなく、思春期相談、ひきこもり相談や訪問、自殺対策、依存症への支援、地域移行支援事業、保健センターの技術指導、福祉サービス事業所職員を対象とした研修がさらに充実することを望む。</p>	
28	イ	ア	<p>京都市こころの健康増進センターの機能の向上 - 地域包括ケアシステムの構築 地域で正しい理解が十分得られていない精神障害のある人たちと交流により市民の理解を促進し、地域の一員として暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築の中心的役割を担っていただくことを望む。</p>	<p>一体化後、新施設は、専門的中核機関として、区役所・支所や、地域生活支援センター等の民間支援機関を専門的観点からバックアップを行い、また、保健、医療、福祉、教育、雇用等、関係する機関と一体的に連携し、総合的な支援のネットワークを構築してまいります。これにより、3施設、区役所・支所、関係機関等が一体となって、相談支援体制を全市的に一層充実し、地域において誰もが生活しやすい社会を目指してまいります。</p>
29	イ	ア	<p>精神保健福祉に関する施策の推進と精神障害当事者及び家族への専門相談の充実を要望する 精神障害の方への就労支援、精神科における長期入院患者への地域移行支援の推進事業、またひきこもりや自殺対策、アルコールやギャンブル依存症への専門相談や訪問活動の強化、自助グループなどの当事者活動のサポートなど、これまで「こころの健康増進センター」が担ってきた精神保健福祉に関する様々な取り組みの更なる強化と高い専門性を持つ相談窓口としての機能の充実を望む。</p>	<p>こころの健康増進センターで実施しております専門相談等の精神保健福祉センター事業につきましては、市民ニーズや国の動向等を踏まえ、法に定める精神保健福祉に関する技術的中核機関として、引き続き施策の充実を努めてまいります。</p>
30	イ	ア	<p>各区の保健福祉センターへの技術指導やバックアップの充実を要望する 各区の保健福祉センターは地域で生活されている精神障害者及び家族にとって欠かせない存在である。保健福祉センターが精神保健福祉に関する第1次相談機関として更なる充実を図るためにも、こころの健康増進センターによる技術指導・バックアップ機能の強化を望む。</p>	<p>こころの健康増進センターで実施しております区役所への技術援助等の精神保健福祉センター事業につきましては、市民ニーズや国の動向等を踏まえ、法に定める精神保健福祉に関する技術的中核機関として、引き続き施策の充実を努めてまいります。</p>
31	イ	ア	<p>精神保健福祉に関する啓発事業の強化を要望する これまでの啓発活動等により精神障害に対する一般市民の理解は進んでいるとはいえ、精神疾患や障害に対する偏見は未だ根強く残っているのが現状である。精神疾患に関する正しい知識や精神障害に対する理解が市民に広がるよう、行政が主導となり市民に向けた情報発信を更に強化していくことを望む。</p>	<p>こころの健康増進センターで実施しております普及啓発等の精神保健福祉センター事業につきましては、市民ニーズや国の動向等を踏まえ、法に定める精神保健福祉に関する技術的中核機関として、引き続き施策の充実を努めてまいります。</p>

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
32	イ	ア	障害福祉サービス事業所等に向けた研修の充実を要望する 精神障害者の地域生活支援の充実には、障害福祉サービス事業所等の職員のスキルアップが欠かせません。精神疾患及び障害、また関連する課題等に対する知識や援助技術の習得に向けた研修の充実を望む。	こころの健康増進センターで実施しております人材育成等の精神保健福祉センター事業につきましては、市民ニーズや国の動向等を踏まえ、法に定める精神保健福祉に関する技術的中核機関として、引き続き施策の充実を努めてまいります。
33	イ	イ	こころの増進健康センターと朱雀工房、地域生活支援センター「なごやかサロン」は切り離すことは考えられない。3施設一体化施設への入居を希望する。	現在の3施設を構成する施設について、現時点ではそれぞれに一定の入居の必要性が認められるとしております。
34	イ	イ	従来どおり京都市朱雀工房、障害者地域生活支援センター「なごやか」の3施設一体化庁舎への入居を要望する。	現在の3施設を構成する施設について、現時点ではそれぞれに一定の入居の必要性が認められるとしております。
35	イ	イ	従来どおり京都市朱雀工房、障害者地域生活支援センター「なごやか」の3施設一体化庁舎への入居を要望する。	現在の3施設を構成する施設について、現時点ではそれぞれに一定の入居の必要性が認められるとしております。
36	イ	イ	当協議会の事務局を担ってきた京都市朱雀工房、京都市障害者地域生活支援センター「なごやか」が3施設一体化庁舎へ入居することを要望する。	現在の3施設を構成する施設について、現時点ではそれぞれに一定の入居の必要性が認められるとしております。
37	イ	イ	「京都市朱雀工房」、「京都市中部障害者地生活支援センターなごやか」、「こころのふれあい交流サロンなごやかサロン」、「京都光彩の会法人事務局」をこれまで同様、「京都市こころの健康増進センター」と共に、同じ庁舎内で一体的に事業が推進されることを望む。	現在の3施設を構成する施設について、現時点ではそれぞれに一定の入居の必要性が認められるとしております。
38	イ	イ	精神保健福祉に関する支援の充実を望む これまで当協会及び関係4団体で京都市に要望を行い、地域で当たり前に生活ができるよう、居住に関する支援の検討をお願いしている。今回の整備において、その要望の一つであるショートステイの機能を設けていただきたい。 精神障害の方が、不調な時に休息としてストレスなどから一旦離れ、安心して過ごせる場はほぼなく、結果入院に至り地域生活が中断するケースが見られる。また、先に述べた状態に至る前に電話で24時間または夜間相談できる場所も地域生活を維持する上で、大切な支援	本市では、平成30年度から、全市を対象とした、全ての障害のある方の電話相談を行う休日・夜間相談受付センターを1箇所設置します。これにより、緊急対応に関する相談支援事業所へのバックアップ、短期入所事業所の空き状況の把握、利用調整など、休日・夜間における緊急時の円滑な相談支援体制の充実を図ってまいります。

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
			となる。京都市では「障害者24時間相談体制構築モデル事業」を実施しているが、他府県での実施内容や各事業所における電話相談の現状も踏まえ、積極的に検討をお願いしたい。	
39	イ	イ	こころの健康増進センターと朱雀工房の諸施設の一体化こそ効率的な地域包括機能を果たすと考える。	現在の3施設を構成する施設について、現時点ではそれぞれに一定の入居の必要性が認められるとしております。
40	イ, ウ	ア	<p>「合築化に先行した取組」の検証はできているのか</p> <p>基本構想には、「こころの健康増進センターの地域リハビリテーションセンターと同一建物への移転による身体・精神の相談窓口の併設化、更には両施設連携による事業の充実等、合築化に先行した取組をすすめているところです」とある。「併設化」や連携による「事業」の成果・評価を検証できているのか。</p>	<p>こころの健康増進センターが地域リハビリテーション推進センターと同一建物に移転したことにより、地域リハビリテーション推進研修事業の内容の検討や手帳判定等において、直接意見交換等ができるなど、連携の強化が進んでいるものと認識しております。</p> <p>今後も、必要な事業を進める中で可能な連携を検討し、実施してまいります。</p>
41	ウ	ア	<p>障害のある京都市民の在宅復帰の拠点となる障害者支援施設に</p> <p>附属病院廃止後、市リハセンの障害者支援施設の利用は、高次脳機能障害のある方に限定されている。この取り組みは一定の評価ができる。しかし、利用対象者の条件が高いため、介助が必要な方が利用できない。また高次脳機能障害にだけ特化したために、身体障害のある方は、高次脳機能障害又は視覚障害が重複していないと自立訓練（機能訓練）を受けられる場所がないのが実情である。人員体制・施設を充実させ、すべての障害がある方の在宅復帰をサポートできる施設にすべきと考える。</p>	<p>地域リハビリテーション推進センターの障害者支援施設については、平成26年度までは肢体不自由の方を対象に自立訓練（機能訓練）を行っていましたが、利用者数が減少し、平成27年度の機能再編前については特に少ない状況が続いておりました。</p> <p>一方で高次脳機能障害のある方への支援については、脳損傷の部位や重症度により現れる障害は様々で個人差の大きい障害であるため、幅広い支援、つまり環境調整支援、生活・介護支援、就労支援等の専門性の高い支援が必要ですが、その支援方法が十分に確立されていないことから、公の役割分担の視点から、障害者支援施設を平成27年度から高次脳機能障害に特化した自立訓練施設（機能訓練及び生活訓練）へと転換しました。</p> <p>引き続き、民間事業者による支援の質量ともに充実するまで、ノウハウの蓄積とその普及に努めてまいりたいと考えております。</p>
42	ウ	ア	<p>新しいリハビリテーション分野への業務拡大を</p> <p>リハビリテーションは発展途上の分野である。高次脳機能障害だけでなく、二次障害を含む重複障害や、職業・産業リハビリテーションの分野等、公的機関が業界を牽引すべきことはたくさんある。</p>	<p>京都市社会福祉審議会への諮問・答申を経て平成25年10月に策定した「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」に基づき、平成27年4月に「地域リハビリテーションのより一層の推進」と「新たに取り組む高次脳機能障害者支援」に重点をおいた「京都市地域リハビリテーション推進センター」を開設したところです。</p> <p>現センター開設後約3年が経過したところであり、引き続き基本方針に基づき、地域リハビリテーションのより一層の推進と高次脳機能</p>

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
				障害者支援に重点をおいて、取組を進める必要があると考えております。
43	ウ	ア	車イス、補装具に係る情報が分かりづらい。制度や運用の変更があれば、その都度、利用者並びに家族に丁寧な情報発信をしてほしい。	障害保健福祉施策については、「障害保健福祉のしおり」等のパンフレットによる制度周知や市民の皆様の相談機関である各区役所・支所保健福祉センターを通じて、各種制度の説明等を行い、情報提供を図っております。 大きな制度改正に当たっては、ホームページやパンフレット等を適宜改定し、各区役所・支所等窓口での適切な御案内ができるようにするとともに、専門的な内容については補装具業者に随時情報提供を行い、今後も市民の皆様へ適切に情報提供が行えるよう取り組んでまいります。
44	ウ	ア	平成30年度より補装具の借り受け制度が進められているが、該当する人に情報が周知徹底できているか。	平成30年4月から補装具費の支給範囲が拡大され、障害のある方の利便に照らして、適切と認められる場合、一部の種目において「借受け」が導入されます。 「借受け」制度の導入に当たっては、現在、厚生労働省所管の障害者部会における議論を踏まえ、国において具体的対応方法を通知する準備を進めているところと聞いております。制度の詳細が判明しましたら、適宜情報提供に努めてまいります。
45	ウ	ア	医療的ケアの必要な障害のある人の項目が全くないが、「3障害の相談窓口」、「切れ目のない相談や支援」、「ワンストップ化の実現」ということから、障害のあるすべての人に対応可能であると理解して良いのか。	全市的な相談支援体制の充実を図るため、一体的に保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係機関と連携し、総合的なネットワークを構築するため、既存の連携の仕組みを強化するとともに、新たな仕組みについて検討してまいります。
46	ウ	ア	車椅子、補装具の制作について下記の声が寄せられているので改善を図りたい ・学校時代に作ったものが、大人になってから修理できないのはなぜか？ ・利用者の実態を知らないリハセンのドクターに車椅子等の判定をされ、制約をつけられることがある。 ・リハセンのドクター指示のもとで、補装靴を作ったが、利用者が嫌がって履かない靴が出来上がってきた。リハセンは何のためにあるのか。 ・座位保持装置の制作に理解が得られにくい。	(学校時代に作ったものが、大人になって修理ができないことについて) 座位保持椅子や起立保持具等の一部の種目については、国の定める基準において、「障害児に限る。」とされており、18歳以上の障害のある方について、修理費用を支給することはできないこととなっております。 また、その他は、個別の事情によりますので、区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課へ御相談ください。 (リハセンの医師による車椅子等の判定、補装靴の作成や座位保持装

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
				置の件について) 地域リハビリテーション推進センターにおいては、主治医のおられない方等を対象に補装具外来を実施しており、必要な補装具の処方等を行っております。 車椅子等の判定や補装靴の製作、座位保持装置の製作等に係る御意見については、個別の案件となりますので、具体的に地域リハビリテーション推進センターにお申し出いただければ確認させていただきます。
47	ウ	イ	市リハセンに入院機能の復活を 廃止前の市リハセン附属病院が担っていた、民間では受け止め切れない重度・長期の方々へのリハビリテーション保障の必要性は、今日ますます高まっていると考える。さらに市リハセンは医療専門職を中心に地域リハビリテーション推進事業に取り組んでいる。市リハセンが地域リハビリテーション推進の役割を果たすために必要な医療専門職種専門性の担保・向上にも臨床現場は必要であるとする。市リハセンに入院機能を復活させることが必要と考える。	旧附属病院については、旧身体障害者リハビリテーションセンター設置(昭和53年6月)から30数年が経過する中、民間のリハビリ医療がめざましく充実してきており、公民の役割分担の考えから、民間においても十分対応可能となってきたリハビリ医療については民間に委ねることとし、これを「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針(平成25年10月)」に定めたい。議会の議決を経て、平成27年3月に廃止したものであり、病院機能を復活させる考えはありません。
48	エ	ア	診療部門の一体化で待機期間は短縮するのか 子どもの発達に不安を感じる保護者の方々が、児童福祉センターの発達相談所につながることもできても、「療育」につながるのに長い時間がかかる。その大きな理由は診断の待機と言うよりも発達検査の待機である。一体化と期間短縮の関係がよくわからない。 診療体制の充実が望ましいことであるが、検査にかかる心理職の人員配置、検査システムの見直しも必要である。今年度より、京都市は各行政区に子どもはぐくみ室を設置している。子育て支援策の一元化をいうのであれば、住み慣れた地域の区役所で、発達検査が受けられる体制の構築も検討すべきではないか。	発達検査や発達障害診断等の発達支援のあり方については、3施設一体化に関わらず検討を進めます。現状の発達支援の流れを点検し、児童福祉センターと区役所の役割分担も含めて、発達支援のあり方を検討してまいります。
49	エ	ア	一体化で解決しない児童福祉センターの厳しい現実がある 児童福祉センターのケースワーカーは極めて厳しい人員体制で仕事をしている。これは施設を合築して解決する問題ではない。ケースワーク機能の強化に向け、事務スタッフ・ケースワーカーの大幅増員が必要と考える。	児童福祉センターでは、児童福祉司や一時保護所職員の増員、京都府警職員の併任配置等、これまでから体制の拡充に取り組んできました。今後も引き続き、業務量、支援の提供体制を点検のうえ、必要な体制を検討してまいります。

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
50	エ	ア	<p>療育の質の担保と児童福祉センターの役割は</p> <p>児童福祉分野での事業者数が増加する中、児童福祉センターが窓口になって子どもたちを療育につなぐことで公的な責任で子どもたちの育ちを保障する「京都方式」が揺らいでいる。児童福祉センターがまさにセンターとして、一人一人の子どもの状態にあった療育につなぐ機能を発揮することが必要と考える。</p>	<p>これまで本市において実施してきた「京都方式」については、利用者自身が計画を作成するセルフプランが多くなってしまったため、結果として専門員によるモニタリング機能が発揮できなくなってしまう等の課題があります。</p> <p>療育の質については、事業所に対する説明会や監査に加え、28年度からは事業所職員向けの研修会を実施することにより、しっかりと担保してまいります。</p> <p>今後、相談支援事業所の拡充を図っていくことはもとより、子どもの状態に合った療育を提供するためには、何が必要なのかという観点から、児童福祉センターが果たすべき役割について検討を進めていきたいと考えております。</p>
51	エ	ア	<p>建物ありきではなく、まず量・質・システムの検討を</p> <p>療育手帳の取得や療育利用のために必要な発達検査の待機期間は、6ヶ月近い待機である。背景には、京都市が障害福祉計画で見込んでいた量よりもかなりハイスピードで利用者や事業所数が増加している現状がある。しかし、他都市と比較した場合、相談件数が多いにもかかわらず人口に対する事業所数が、まだまだ少ない状態である。2017年度末まででどこの自治体も障害児福祉計画を策定する事になっているが、策定にあたって対象児の基準や対象児童数をどう想定し、どのような経路で把握し、どうやって適切な支援につないでいくのか具体的な方向性がわからないまま、一体化のことが決まっていくことに不安を感じている。発達検査待機以外にも療育の待機、ケースワーカーの事務量増加（それに伴うケースワーク業務の簡素化）、発達診断外来受診待機、在宅の重症心身障害児の増加（京都市内に医療型児童発達支援センターがない）など現在直面している課題は、たくさんあるものの、3施設一体化整備計画によって果たしてこれらの課題が改善されるのか全く見えてこない。一体化することや建物を先に考えて、そこでできる範囲のことを当てはめていくのではなく、現状の課題にどう対応していくのかを第一に考えていただきたい。</p>	<p>児童福祉センターで発達検査を行うケースは様々ありますが、例えば、各区・支所保健福祉センターからの療育手帳の判定依頼を受けて行うものは、概ね1箇月で実施している等、全てが長期間の待機となっているわけではありません。</p> <p>待機期間の短縮を図ることや在宅の重症心身障害児への対応は課題であると認識しており、3施設一体化に関わらず検討を進めます。今年度末策定予定の障害児福祉計画を踏まえ、平成30年度に改めて実態把握を行い、施策目標やサービスの必要量の見込みを明確にし、児童福祉施策を推進してまいります。</p> <p>また、虐待する保護者が精神的な課題を抱えている等、複合的な課題を抱えたケースへの対応も課題となっておりますが、こういった課題については、3施設一体化で様々な専門職が集まることのメリットが大きいと考えております。</p>
52	エ	ア	<p>身近なところで・スムーズに・スピーディに相談が受けられるように</p> <p>ー ワンストップは、子どもはぐくみ室で</p> <p>発達に支援が必要な子どもと保護者が通う場所として求めていることは、精神的にも物理的にもハードルが低く、必要な時に必要な支援が受けられることである。保健福祉センターに子どもはぐくみ室が開設された際に「子どもはぐくみ室」の全職員が子育てに関する相談</p>	<p>区役所や児童発達支援センター等の身近な地域の支援機関の支援力を高めていき、市民が安心して相談できるようにすることが大事です。</p> <p>その上で、児童福祉センターは、より専門的な相談支援を担うとともに、身近な地域の支援機関を後方支援できるような体制が望ましいです。そして、地域の支援機関を後方支援する推進力となるのが、新施設で立ち上げる予定になっている「地域連携推進室（仮称）」です。</p>

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
			<p>をワンストップで受け付け、適切なサービスを案内する「子育て支援コンシェルジュ」として総合案内機能を果たすと説明された。相談内容は、ひとり親家庭への支援、障害のある子どもへの支援、経済的支援、虐待の相談や通告、養育相談、ニート・ひきこもり等の子ども・若者への支援等多岐にわたる。実際には相談や手続きはワンストップで終わらず、そこから児童福祉センターにつながる件数も多い。</p> <p>本来の意味での“ワンストップ”を目指すなら、先に開設したはぐくみ室をベースに連携や利便性を考えていくことが本筋である。例えば発達検査待機の背景のひとつに心理判定員を増やしたくても部屋が足りないという問題があるが、発達相談所から心理判定員が外向き保健福祉センターの空いている部屋を利用して発達検査等をうけられるようにすれば、療育手帳の取得や療育利用のための手続きが住んでいるところの近くで行えるようになり、健診やその他の相談との連携も行いやすくなる。そのほうが1箇所集中の施設よりも明らかに利用しやすく、現状に即し合理的である。児童発達支援事業も放課後等デイサービス事業も子どもはぐくみ室の管轄である。はぐくみ室を相談の基点として施策を考えていただきたい。</p>	
53	エ	イ	<p>「障害」で括った一体化施設に児童相談所を組み込む理由がない</p> <p>京都市の構想や意見聴取シートには児童福祉センター機能の「児童相談所機能」についての記述がない。3施設一体化はあくまで「障害」で括られており、児童相談所を含めることに無理があるのではないか。</p>	<p>3施設では、医師、専門職等による高度な専門的支援を行う機関として業務を行っておりますが、障害の種別を超えた多様なニーズや複合的な課題、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援が求められていること、児童虐待や発達障害等に係る相談の増加など、求められる役割が一層大きくなっていることに加え、いずれも老化が進み、耐震性能が不足しているなどの課題を抱えています。</p> <p>そのため、各施設の一層の機能充実、各施設の連携強化による相乗効果の発揮、専門的中核機関として全市的な相談支援体制を充実させること、効率的な整備の実施などを目的として、京都市として3施設一体化整備を行うものであり、「障害」で括ったものではありません。</p> <p>一体化後、区役所等と新施設の連携の強化により、市民、利用者、家族等のニーズや課題に早期に気付き、必要な支援策につなぎ、地域や関係機関と共に支える切れ目のない支援を行ってまいります。これにより、3障害と児童の課題に総合的に対応し、児童虐待の背景にある保護者の課題等、複合的支援を図ってまいります。</p>
54	エ	イ	<p>障害でひとくくりせず、“子ども”という視点を重視して欲しい</p>	<p>児童福祉センターが「子ども」という切り口で相談支援機能を担うこ</p>

No.	分類1	分類2	御意見の要旨	本市の考え方
			<p>3施設一体化整備基本計画に、「障害児施策から障害者施策への円滑な移行など切れ目のない相談や支援」とありますが、具体的にはどんな切れ目があるか。障害者総合支援法に関わる事業・制度の手続きの窓口は、ほぼ保健福祉センターにある。また、相談支援事業所が増えてきている中で、切れ目のない支援は、むしろ相談支援事業所の役割でもある。障害の重複やはざまへの支援も必要であるが、児童期、学齢期にはむしろ発達していく存在である“子ども”に対する専門性が最も優先されるべきである。京都市では、児童院の頃から先駆的に児童福祉に力を入れており、これまでに京都独自の取り組みも多々行っている。そして、子どもはぐくみ室、子ども若者はぐくみ局ができたにも関わらず、子どもの施設として機能を充実させていくのではなく、障害分野でひとくくりにし、なおかつ児童相談所の機能まで一体化するというような粗雑な扱いは、絶対に許せない。</p> <p>「障害」かどうかはまだわからない段階の親子も多く利用するからこそ、“障害”ではなく“子ども”の施設として独立した場所に児童福祉センターを設置し、機能を充実させていくことを希望する。</p>	<p>とは、3施設一体化後も変わりません。</p> <p>京都市においては、発達相談所という組織名称を付けて、障害相談対応をしています。国制度上の児童相談所は、障害相談にも対応する必要があります。児童相談所と発達相談所は不可分一体です。児童虐待の背景に障害がある場合等、今後も児童相談所と発達相談所が、子どものために連携して支援してまいります。</p>
55	エ	イ	<p>児童福祉センターが一体化する問題</p> <p>3施設一体化の中心は障害児者である。しかし児童福祉センターは、子供の虐待や育児放棄などの対応をする仕事も担っており、この部分の一体化は極めて不自然である。子供の虐待対応に振り回されている児童相談所などの実態を聞くにつれ職員の増員無しに一体化すれば障害児の問題が後回しにされる危惧さえある。</p> <p>児童福祉センターは移転ではなく現在の場所で、職員の増員と内容の充実こそ力を入れるべきである。又、利便性を強調するならば、身近な各区役所で発達診断等の担当者を配置することこそ優先して実施すべきである。</p>	<p>上記（No54）に同じです。</p>
56	—	オ	<p>有識者ヒアリング委員構成に障害当事者の参加を</p> <p>今回、有識者ヒアリングを実施されたこと、意見聴取を実施されたことは大変良かったと考える。しかしながら、有識者委員の中に、障害当事者の参加が必要なのではないか。また、第1回ヒアリングでは教育行政とのかかわりを求める意見があった。あわせて委員構成に加えていただくことを求める。</p>	<p>有識者ヒアリングについては、各委員の専門の立場から御意見や御助言を聴取することを目的として開催しました。また、第1回有識者ヒアリング終了後、当事者団体等への意見聴取を実施し、第2回有識者ヒアリングにおいて御意見を御紹介させていただいたところです。それら御意見を踏まえ基本計画案を作成し、それに対する市民の皆様からのパブリックコメントを経て、このたび基本計画を策定します。</p> <p>教育行政との関わりにつきましては、教育機関を含め一体的に関係機関と連携し、総合的なネットワークを構築するため、既存の連携の仕</p>

No.	分類 1	分類 2	御意見の要旨	本市の考え方
				組みを強化するとともに、新たな仕組みについても検討してまいります。